

要介護認定者などの税申告の各種控除

◆要介護認定者の「障害者控除適用」

税申告をされる本人または扶養親族が障がい者に該当する場合、障害者控除を受けることができます。

障害者手帳の交付を受けていない場合でも「障害者控除対象者認定書」を添付することで、この控除を受けることができます。

この認定書は、65歳以上で要介護認定を受けており、要介護認定の内容から一定の障がいがあると認められる方に交付していますので、必要の方は申請してください。

◆おむつ代の「医療費控除」

介護保険の要介護認定を受けている方で、おむつ代の「医療費控除」を受けるのが2年目以降である場合は、一部の場合を除いて、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する証明書により医療費控除を受けることができます。証明書の必要の方は、申請してください。

◆社会保険料控除（介護保険料・後期高齢者医療保険料）

平成24年1月1日～12月31日に支払った介護保険料・後期高齢者医療

保険料については、平成24年分の確定申告での社会保険料控除に該当します。

▽普通徴収（現金納付または口座振替によるお支払い）の方

領収印が押された納付書、口座振替で納付している方は、預金通帳で確認ができます。また、「納付済額のお知らせ」はがきを平成25年1月下旬に送付します。

▽特別徴収（年金天引き）の方

日本年金機構などの年金支払者より送付される「公的年金の源泉徴収票」の「社会保険料の金額」欄で確認ができます。

▽年間の支払額が分からない場合

領収証を紛失した場合など、年間の支払額が分からない場合は、お問い合わせください（本人確認が必要です）。

◆申請・照会先

高年齢福祉課（☎23-7730 FAX23-7748）

バイク・軽自動車の手続きはお早めに

軽自動車税は、4月1日現在に登録されている所有者に課税されます。

次のような場合は、登録の変更手続きが必要となりますので、左表により早めに手続きをしてください。

▽バイクや軽自動車を廃棄した

▽他人から譲ってもらった

▽所有者が死亡した

▽所有者の住所が変わった

◆照会先 税務課庶務諸係（☎23-8874 FAX21-2308）

車種	手続場所	持ち物	
		廃車の場合	住所や名義変更の場合
原動機付自転車 (50cc～125cc 以下のバイク)	市役所 税務課 ☎23-8874 または 各地域事務所	1. ナンバープレート 2. 所有者の印鑑 3. 標識交付証明書 4. 窓口に來られる方の運転免許証など本人確認できるもの	1. ナンバープレート 2. 譲渡証明書 3. 所有者の印鑑(新・旧) 4. 標識交付証明書 5. 窓口に來られる方の運転免許証など本人確認できるもの ※市内転居の場合、1.2は不要
小型特殊自動車 (フォークリフト、 農耕作業用など)			
二輪車 (125ccを超えるもの)	中部運輸局岐阜運輸支局 (岐阜市日置江2648-1) ☎050-5540-2053	※左記運輸支局で必要書類などをご確認のうえお出かけください。	
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会 岐阜事務所 (羽島市福寿町平方字丸池東9-1) ☎058-394-0232 全国軽自動車協会連合会 岐阜事務所 (羽島市福寿町本郷字千代田147) ☎058-394-0257	※左記事務所で必要書類などをご確認のうえお出かけください。	